

## 第2章 送迎中に想定される事故

◎安全な送迎を行う為に運転手のマナー向上、車内事故防止の為に添乗員の乗車を心掛け、先ずは **放課後連絡会『入校8力条』を厳守する事。**

### 1.運行前の注意事項

※車両トラブル及び運転手の体調不良が起こらないよう、常に以下の点検・確認を行う

- ・車両運行前点検(運行前点検の実施)
- ・運転手の健康状態確認(健康状態確認実施)

### 2.学校入校時及び学校近隣待機中の注意事項

※学校及び学校近隣へ迷惑がかからないよう配慮し、以下の点を厳守する

★校内乗り入れは学校側の配慮があると言う事を自覚し各学校のルール・指示には必ず従う

★指定事業を行っている事を自覚し、送迎中は事業所マークを必ず掲げる事

(左右各1ヶ所、後方1ヶ所の掲示は、**放課後連絡会で統一されています**)

- ・学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、**最徐行**を厳守する事
- ・学校周辺で駐車(待機)する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する  
(学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、**正門前に駐停車しない**)

・**駐車の際は基本エンジンを停止**、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境、騒音に配慮する

(他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く)

- ・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する  
(必要に応じ添乗員が車両の誘導を行う)
- ・駐車の際は車間に注意し(学校入校時)原則ドアミラーを折りたたむ
- ・児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する  
(人身事故防止)
- ・他事業所の児童乗車の妨げにならぬよう、出発の際は他事業所の職員に出発の合図を行う  
(接触事故防止)
- ・車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守  
(接触事故・人身事故防止)

### 3.児童乗降時の注意事項

※トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意する事

- ・児童の担任からその日の様子を確認する(体調、心理的不安要素等)
- ・児童間での座席の取り合い(喧嘩防止)

・**児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしない事**

(転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする)

- ・児童が乗車した際、シートベルト(チャイルドシート)を装着する事  
(転倒・転落防止)

・箱型車両乗降時の段差踏み外し(踏み外しによるケガ防止)特に雨天時は注意

- ・移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認
- ・児童のパニック
  - (突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故防止)
- ・児童によるドアの開閉はしない、させない
  - (指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止)
- ・車内を児童だけで放置しない
  - (児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識)
- ・学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止
  - (他の車両による事故の危険性)
- ・可能な限り、助手席には乗車させない(運転操作妨害の危険性)

#### 4. 走行中の注意事項

※運転手の心構え(児童の生命を預かって運転している事への責任自覚)

- ・法定速度及び交通法規の厳守(事故を起こせば被害者は児童です)
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止(転倒、転落事故に繋がります)
- ・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止(交通違反)
- ・運転の妨げを起こす児童への対応
  - (助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討)
- ・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う
  - (ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等)

※添乗員の心構え(児童の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚)

- ・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座る事
- ・児童間の喧嘩・他害及び発病(発作)・パニック発生時の対応
- ・窓を開閉しての乗り出し及び物を投げる事への対応
- ・ドアを開閉する(装備車両は必ずチャイルドロック確認)
- ・シートベルトを外し立ち上がる及び移動する(特に大型車両)
- ・座席からの転落、転倒、ずれ落ち

#### 5. 移動中の注意事項

※移動中に起こる発病及びパニック等の対応を検討しておきましょう

- ・走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認(記録)する。  
(救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要に応じた対応を行う)
- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行う事(救急通報、警察通報、事業所通報)  
(事業所は即座に必要に応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う)
- ・児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる事

- ・事故に伴う対応、対処が完了したい、行政への報告を行う事  
(速やかに事故報告書を提出する事)

※以下の手順を参考に必要に応じてマニュアル整備を行いましょう

■事故発生時の対応■

- ①可能であれば安全な場所に車を移動
  - ②添乗員は児童の状態を把握
  - ③運転手は相手方の状態を把握
  - ④119番及び110番通報
  - ⑤救命措置が必要な場合は即座に行う
  - ⑥事業所へ状況報告
  - ⑦事業所は必要な措置を講じる
  - ⑧家庭及び関係機関への連絡
- ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる

■児童急変時(変調時)の対応■

- ①安全な場所に車両を停車させる
  - ②児童の状態を把握
  - ③必要に応じ救急搬送
  - ④事業所へ報告
  - ⑤事業所は必要な措置を講じる
  - ⑥家庭及び関係機関へ報告
- ※直ちに回復した場合はこの限りではないが、  
これにより送迎に遅れる場合は、必要な措置を講じる